

【健康保険証廃止に向けた取り組み等について】

テレビ・ニュース等で報道されている“健康保険証の廃止”に向けた取り組み等について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 令和6年10月末まで＝「資格情報のお知らせ」送付

※原則として全加入者に送付

健康保険組合を含む各医療保険者は、加入者（被保険者及び被扶養者）全員に下4桁の個人番号登録状況を通知し、正しく登録されているかを確認して頂くことが国から義務付けられています。

もし届出内容が間違っていると、医療機関でマイナ保険証が利用できず、窓口で医療費全額を支払わなければならないとなりますので、必ず内容を確認し、万が一違っていたら連絡して下さい。

なお、当健保組合では、10月7日以降各事業主経由で送付予定です。

※9月14日現在の登録状況で作成していますので、それ以降に新たに資格取得された方、及び当健保組合に個人番号を届け出していない方の通知はありません。

2. 令和6年12月2日以降＝現行保険証の新規発行停止

令和6年12月2日以降の採用・出産等による**新規**資格取得者には、現行の保険証は発行できなくなります。

ただし、現在お手持ちの保険証は令和6年12月2日以降も通常通り使用できます（令和7年12月1日まで。）

→新規取得者には、資格取得時にマイナ保険証利用が「**資格確認書**」発行希望かを本人に選択してもらう必要がありますが、各医療保険者ではマイナ保険証の紐づけ状況をすぐに確認できない（利用可能までに時間がかかる）ため、「資格確認書」を希望しない方にも有効期限1か月程度の「**短期の資格確認書**」を発行する予定です（同時に下4桁の個人番号を含まない「資格情報のお知らせ」も発行する予定です）。

3. 令和7年12月1日まで＝「資格確認書」発行

※該当者のみ

各医療保険者でマイナ保険証を利用していない加入者を調査し、「**資格確認書**」（有効期限5年）を一斉に発行します（令和7年秋予定）。ただし、マイナ証の利用登録をされた方には発行しません。

☆発行対象者

- ①マイナンバーカードを取得していない方（あるいは返納した方）
- ②マイナンバーカードは取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナ保険証の利用登録を解除した方
- ④マイナンバーカードを紛失あるいは更新中の方
- ⑤マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

4. 令和7年12月2日＝現行保険証の廃止

お手持ちの保険証は令和7年12月2日以降は使用できなくなります。

その後は、マイナ保険証を利用するか、前述の「**資格確認書**」で受診して頂くことになります。

5. マイナ保険証について

国が普及を推進しているマイナ保険証には、次のようなメリットがあります。

- ①現行の保険証による受診よりも医療費（初診料、再診料）が安くなる。
- ②過去の服薬や健診結果を簡単に情報提供できるので、より良い医療が受けられる。
- ③手続無しで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。
- ④マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。

また、すでにマイナ保険証は導入されているので、左記2.～4.のタイミングに関係なく、いつでも好きな時からスタートできます。

マイナンバーカードがあればマイナ保険証の利用登録は簡単で、以下の3つの方法があります。

- ①医療機関や薬局にある顔認証付きカードリーダーでの申請。
- ②マイナポータルからの申請。
- ③セブン銀行ATMでの申請。

○今後のスケジュール（令和6年10月現在）

	令和6年	令和7年	令和8年
	12月2日	12月2日	
保険証（現行）			
資格確認書			
①マイナ保険証の無い方		★12月1日までに健保組合が一斉発行予定	
②12/2以降新規資格取得者		★資格取得時に発行	
③保険証を紛失した者		★申請により発行	
マイナ保険証		個人で随時切替可能	

は利用可能期間

は猶予期間

※お問い合わせ先＝各事業所・総務人事担当部署または三菱製鋼健康保険組合（☎03-6262-8607）

以 上